

神奈川県漁業調整規則の一部改正理由及び改正内容

1 改正理由

(1) 漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う所要の改正

漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第66号）が令和6年6月26日に公布され、このうち、漁業法（昭和24年法律第267号）第52条に1項を加える改正規定が令和6年7月16日に施行されました。

水産資源の持続的な利用を確保するため、衛星船位測定送信機等の備付け及び操業期間中等の当該電子機器等の常時作動を命じられた者は、通信の妨害その他当該命令に係る電子機器の機能を損なう行為をしてはならないこと等を新たに規定するもので、神奈川県漁業調整規則（令和2年神奈川県規則第91号。以下「規則」という。）の規定を法改正に合わせます。

(2) 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う所要の改正

刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）が令和6年6月17日に公布され、令和7年6月1日から施行されます。

懲役及び禁錮を廃止し拘禁刑を創設等するもので、規則の規定を法改正に合わせます。

(3) 文言の適正化

漁業法の両罰規定について自然人を対象とすることを明確化するもので、規則の規定を法改正に合わせます。

2 改正内容

(1) 漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う所要の改正

規則第52条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定による命令を受けた者は、通信の妨害その他の当該命令に係る電子機器の機能を損なう行為をしてはならない。

(2) 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う所要の改正

規則第59条第1項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(3) 文言の適正化

規則第59条第1項中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に、同項各号中「者」を「とき。」に改め、第60条中「者」を「ときは、当該違反行為をした者」に改める。

3 スケジュール

令和6年10月 政策法務課内申、パブリックコメント

10 - 12月 検察協議

令和7年 2月 海区漁業調整委員会・内水面漁場管理委員会 諮問・答申

3月 水産庁申請

5月 公布

新旧対照表

○神奈川県漁業調整規則

新	旧
(衛星船位測定送信機の備付け命令) 第52条 知事は、国際的な枠組みにおいて決定された措置の履行その他漁業調整のため特に必要があると認めるときは、第5条第1項の許可を受けた者に対し、衛星船位測定送信機（人工衛星を利用して船舶の位置の測定及び送信を行う機器であって、次に掲げる基準に適合するものをいう。）を当該許可を受けた船舶に備え付け、かつ、操業し、又は航行する期間中は当該電子機器を常時作動させることを命ずることができる。 (1)～(3) (略) <u>2 前項の規定による命令を受けた者は、通信の妨害その他の当該命令に係る電子機器の機能を損なう行為をしてはならない。</u> 第6章 罰則 第59条 次の各号のいずれかに該当する<u>場合には、当該違反行為をした者は</u>、6月以下の<u>拘禁刑</u>若しくは10万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 (1) 第34条第1項、第35条から第37条まで、第38条第1項若しくは第3項、第39条、第40条、第42条第1項、第43条第1項、第44条又は第49条第1項の規定に違反した<u>とき。</u> (2) 第34条第13項において準用する第14条第1項若しくは第2項、第43条第3項又は第46条第3項の規定により付けた条件に違反した<u>とき。</u> (3) 第24条第1項（第34条第13項において準用する場合を含む。）、第34条第13項において準用する第23条第2項、第42条第2項又は第51条第1項の規定に基づく命令に違反した<u>とき。</u> 2 (略) 第60条 第26条第1項（第45条第8項において準用する場合を含む。）、第32条、第34条第10項、第41条第1項又は第49条第6項の規定に違反した<u>ときは、当該違反行為をした者は</u>、科料に処する。 附 則 (施行期日)	(衛星船位測定送信機の備付け命令) 第52条 知事は、国際的な枠組みにおいて決定された措置の履行その他漁業調整のため特に必要があると認めるときは、第5条第1項の許可を受けた者に対し、衛星船位測定送信機（人工衛星を利用して船舶の位置の測定及び送信を行う機器であって、次に掲げる基準に適合するものをいう。）を当該許可を受けた船舶に備え付け、かつ、操業し、又は航行する期間中は当該電子機器を常時作動させることを命ずることができる。 (1)～(3) (略) (新設) 第6章 罰則 第59条 次の各号のいずれかに該当する<u>者は</u>、6月以下の<u>懲役</u>若しくは10万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 (1) 第34条第1項、第35条から第37条まで、第38条第1項若しくは第3項、第39条、第40条、第42条第1項、第43条第1項、第44条又は第49条第1項の規定に違反した<u>者</u> (2) 第34条第13項において準用する第14条第1項若しくは第2項、第43条第3項又は第46条第3項の規定により付けた条件に違反した<u>者</u> (3) 第24条第1項（第34条第13項において準用する場合を含む。）、第34条第13項において準用する第23条第2項、第42条第2項又は第51条第1項の規定に基づく命令に違反した<u>者</u> 2 (略) 第60条 第26条第1項（第45条第8項において準用する場合を含む。）、第32条、第34条第10項、第41条第1項又は第49条第6項の規定に違反した<u>者は</u>、科料に処する。 附 則 (施行期日)

新	旧
1 (略) (旧規則の廃止) 2 (略) (経過措置) 3～5 (略) <u>6 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第59条第1項の改正規定（「懲役」を「拘禁刑」に改める部分に限る。）は、令和7年6月1日から施行する。</u> <u>7 前項ただし書に係る改正規定の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。</u>	1 (略) (旧規則の廃止) 2 (略) (経過措置) 3～5 (略) <u>(新設)</u>

漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案（抜粋）
（漁業法の一部改正）

第五十二条第一項ただし書中「第二十六条第一項」及び「第三十条第一項」の下に「若しくは第二項」を加え、同条に次の一項を加える。

- 3 前項の規定による命令を受けた者は、通信の妨害その他の当該命令に係る電子機器の機能を損なう行為をしてはならない。

第百九十三条中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条第一号中「者」を「とき。」に改め、同条第七号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第九号とし、同条第六号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第八号とし、同条第五号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第七号とし、同条第四号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第六号とし、同条第三号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第五号とし、同条第二号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第四号とし、同条第一号の次に次の二号を加える。

- 二 第五十二条第二項（第五十八条において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反したとき。
- 三 第五十二条第三項（第五十八条において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

第百九十三条を第百九十五条とする。

神奈川県漁業調整規則をここに公布する。

神奈川県漁業調整規則

目次

第1章 総則（第1条～第4条）

第2章 漁業の許可（第5条～第32条）

第3章 水産資源の保護培養及び漁業調整に関するその他の措置（第33条～第49条）

第4章 漁業の取締り（第50条～第53条）

第5章 雑則（第54条～第58条）

第6章 罰則（第59条～第61条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規則は、漁業法（昭和24年法律第267号）及び水産資源保護法（昭和26年法律第313号）の規定に基づき、県における水産資源の保護培養その他漁業調整を図り、もって漁業生産力を発展させることを目的とする。

（定義）

第2条 この規則において「東京内湾」とは、横須賀市鴨居観音崎突端（北緯35度15分23秒東経139度44分45秒の点）、北緯35度17分16秒東経139度44分13秒の点、第二海堡中心点（北緯35度18分43秒東経139度44分31秒の点）、第一海堡中心点（北緯35度18分54秒東経139度46分8秒の点）及び千葉県富津市富津崎突端（北緯35度18分46秒東経139度47分5秒の点）を順次結んだ線以北の東京湾をいう。

（県内に住所を有しない者の申請）

第3条 県内に住所を有しない者は、第9条第1項又は第34条第3項の申請書を知事に提出しようとする場合には、その住所の所在する都道府県の知事の意見書を添えなければならない。

（代表者の届出）

第4条 漁業法（以下「法」という。）第5条第1項の規定による代表者の選定又は変更の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を提出して行うものとする。

（1）申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

（2）代表者として選定された者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）

第2章 漁業の許可

（知事による漁業の許可）

第5条 法第57条第1項の農林水産省令で定める漁業のほか、次に掲げる漁業（第4号、第5号及び第8号に掲げる漁業にあっては、組合員行使権を有する者が営む当該組合員行使権の内容たる当該漁業を除く。）を営もうとする者は、同項の規定により、知事の許可を受けなければならない。

（1）小型まき網漁業 海面において総トン数5トン未満の船舶を使用して小型まき網により行う漁業

（2）しらす船びき網漁業 海面において船びき網によりしらすをとることを目的とする漁業

（3）移動式刺し網漁業 海面において移動式刺し網により行う漁業

（4）小型定置網漁業 海面において小型定置網により行う漁業

（5）固定式刺し網漁業 海面において固定式刺し網により行う漁業

（6）さより機船船びき網漁業 海面において機船船びき網によりさよりをとることを目的とする漁業

（7）潜水器漁業 海面において潜水器（簡易潜水器を含む。）により行う漁業

(8) なまこ漁業 海面においてなまこをとることを目的とする漁業（小型機船底びき網漁業及び前号に掲げる漁業を除く。）

(9) うなぎ稚魚漁業 うなぎの稚魚（全長24センチメートル以下のうなぎをいう。）をとることを目的とする漁業

2 前項の許可（以下この章（第17条を除く。）において「許可」という。）は、法第57条第1項の農林水産省令で定める漁業又は前項第1号若しくは第2号に掲げる漁業にあっては当該漁業ごと及び船舶等ごとに、その他の漁業にあっては当該漁業ごとに受けなければならない。

（許可を受けた者の責務）

第6条 知事許可漁業について許可を受けた者は、資源管理を適切にするために必要な取組を自ら行うとともに、漁業の生産性の向上に努めるものとする。

（起業の認可）

第7条 許可を受けようとする者であって現に船舶等を使用する権利を有しないものは、船舶等の建造若しくは製造に着手する前又は船舶等を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他船舶等を使用する権利を取得する前に、船舶等ごとに、あらかじめ起業につき知事の認可を受けることができる。

第8条 前条の認可（以下「起業の認可」という。）を受けた者がその起業の認可に基づいて許可を申請した場合において、申請の内容が認可を受けた内容と同一であるときは、知事は、第10条第1項各号のいずれかに該当する場合を除き、許可をしなければならない。

2 起業の認可を受けた者が、認可を受けた日から知事の指定した期間内に許可を申請しないときは、起業の認可は、その期間の満了の日に、その効力を失う。

（許可又は起業の認可の申請）

第9条 許可又は起業の認可を受けようとする者は、法第57条第1項の農林水産省令で定める漁業又は第5条第1項第1号若しくは第2号に掲げる漁業にあっては当該漁業ごと及び船舶等ごとに、その他の漁業にあっては当該漁業ごとに、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 知事許可漁業の種類

(3) 操業区域、漁業時期、漁獲物の種類及び漁業根拠地

(4) 漁具の種類、数及び規模

(5) 使用する船舶の名称、漁船登録番号、総トン数並びに推進機関の種類及び馬力数

(6) その他参考となるべき事項

2 知事は、前項の申請書のほか、許可又は起業の認可をするかどうかの判断に関し必要と認める書類の提出を求めることができる。

（許可又は起業の認可をしない場合）

第10条 次の各号のいずれかに該当する場合は、知事は、許可又は起業の認可をしてはならない。

(1) 申請者が次条第1項に規定する適格性を有する者でない場合

(2) その申請に係る漁業と同種の漁業の許可の不当な集中に至るおそれがある場合

2 知事は、前項の規定により許可又は起業の認可をしないときは、海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、当該申請者にその理由を文書をもって通知し、公開による意見の聴取を行わなければならない。

3 前項の意見の聴取に際しては、当該申請者又はその代理人は、当該事案について弁明し、かつ、証拠を提出することができる。

（許可又は起業の認可についての適格性）

第11条 許可又は起業の認可について適格性を有する者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

(1) 漁業又は労働に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者であること。

(2) 暴力団員等であること。

(3) 法人であって、その役員又は漁業法施行令（昭和25年政令第30号）で定める使用人のうちに

前2号のいずれかに該当する者があるものであること。

(4) 暴力団員等がその事業活動を支配する者であること。

(5) 許可を受けようとする船舶等が知事の定める基準を満たさないこと。

2 知事は、前項第5号の基準を定め、又は変更しようとするときは、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

(新規の許可又は起業の認可)

第12条 知事は、許可(第8条第1項及び第15条第1項の規定によるものを除く。以下この条において同じ。)又は起業の認可(第15条第1項の規定によるものを除く。以下この条において同じ。)をしようとするときは、当該知事許可漁業を営む者の数、当該知事許可漁業に係る船舶等の数及びその操業の実態その他の事情を勘案して、次に掲げる事項に関する制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を公示しなければならない。

(1) 漁業種類(知事許可漁業を水産動植物の種類、漁具の種類その他の漁業の方法により区分したものをいう。以下同じ。)

(2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数

(3) 推進機関の馬力数

(4) 操業区域

(5) 漁業時期

(6) 許可又は起業の認可をすべき漁業者の資格

2 前項の申請すべき期間は、1月を下らない範囲内において漁業の種類ごとに知事が定める期間とする。ただし、1月以上の申請期間を定めて同項の規定による公示をすれば当該漁業の操業の時機を失し、当該漁業を営む者の経営に著しい支障を及ぼすと認められる事情があるときは、この限りでない。

3 知事は、第1項の規定により公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

4 第1項の申請すべき期間内に許可又は起業の認可を申請した者に対しては、知事は、第10条第1項各号のいずれかに該当する場合を除き、許可又は起業の認可をしなければならない。

5 前項の規定により許可又は起業の認可をすべき船舶等の数が第1項の規定により公示した船舶等の数を超える場合においては、前項の規定にかかわらず、当該知事許可漁業の状況を勘案して、海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、許可の基準を定め、これに従って許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。

6 前項の規定により許可又は起業の認可をする者を定めることができないときは、公正な方法でくじを行い、許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。

7 第4項の規定により許可又は起業の認可をすべき漁業者の数が第1項の規定により公示した漁業者の数を超える場合においては、第4項の規定にかかわらず、当該知事許可漁業の状況を勘案して、海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、許可の基準を定め、これに従って許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。

8 許可又は起業の認可の申請をした者が当該申請をした後に死亡し、又は合併により解散し、若しくは分割(当該申請に係る権利及び義務の全部を承継させるものに限る。)をしたときは、その相続人(相続人が2人以上ある場合において、その協議により当該申請をした者の地位を承継すべき者を定めたときは、その者)、当該合併後存続する法人若しくは当該合併によって成立した法人又は当該分割によって当該権利及び義務の全部を承継した法人は、当該許可又は起業の認可の申請をした者の地位を承継する。

9 前項の規定により許可又は起業の認可の申請をした者の地位を承継した者は、その事実を証する書面を添え、承継の日から2月以内にその旨を知事に届け出なければならない。

(公示における留意事項)

第13条 知事は、漁獲割当ての対象となる特定水産資源の採捕を通常伴うと認められる知事許可漁業について、前条第1項の規定による公示をするに当たっては、当該知事許可漁業において採捕すると見込まれる水産資源の総量のうちに漁獲割当ての対象となる特定水産資源の数量の占める割合が知事が定める割合を下回ると認められる場合を除き、船舶等の数及び船舶の総トン数その他の船舶等の規模に関する制限措置を定めないものとする。

(許可等の条件)

第14条 知事は、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、許可又は起業の認可をするに当たり、許可又は起業の認可に条件を付けることができる。

2 知事は、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、許可又は起業の認可後、海区漁業調整委員会の意見を聴いて、当該許可又は起業の認可に条件を付けることができる。

3 知事は、前項の規定により条件を付けようとするときは、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

4 第2項の規定による条件の付加に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

(継続の許可又は起業の認可等)

第15条 次の各号のいずれかに該当する場合は、その申請の内容が従前の許可又は起業の認可を受けた内容と同一であるときは、第10条第1項各号のいずれかに該当する場合を除き、許可又は起業の認可をしなければならない。

(1) 許可（知事が指定する漁業に係るものに限る。第4号において同じ。）を受けた者が、その許可の有効期間の満了日の到来のため、その許可を受けた船舶と同一の船舶について許可を申請したとき。

(2) 許可を受けた者が、その許可の有効期間中に、その許可を受けた船舶を当該知事許可漁業に使用することを廃止し、他の船舶について許可又は起業の認可を申請したとき。

(3) 許可を受けた者が、その許可を受けた船舶が滅失し、又は沈没したため、滅失又は沈没の日から6月以内（その許可の有効期間中に限る。）に他の船舶について許可又は起業の認可を申請したとき。

(4) 許可を受けた者から、その許可の有効期間中に、許可を受けた船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他相続又は法人の合併若しくは分割以外の事由により当該船舶を使用する権利を取得して当該知事許可漁業を営もうとする者が、当該船舶について許可又は起業の認可を申請したとき。

2 前項第1号の申請は、従前の許可の有効期間の満了日の3月前から1月前までの間にしなければならない。ただし、当該知事許可漁業の状況を勘案し、これによることが適当でないと認められるときは、知事が定めて公示する期間内に申請をしなければならない。

(許可の有効期間)

第16条 許可の有効期間は、次の各号に掲げる漁業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。ただし、前条第1項（第1号を除く。）の規定により許可をした場合は、従前の許可の残存期間とする。

(1) 法第57条第1項の農林水産省令で定める漁業及び第5条第1項第1号から第8号までに掲げる漁業 5年

(2) 第5条第1項第9号に掲げる漁業 1年

2 知事は、漁業調整のため必要な限度において、海区漁業調整委員会の意見を聴いて、前項の期間より短い期間を定めることができる。

(変更の許可)

第17条 知事許可漁業の許可又は起業の認可を受けた者が、第12条第1項各号に掲げる事項について、同項の規定により定められた制限措置と異なる内容により、知事許可漁業を営もうとするときは、知事の許可を受けなければならない。

2 前項の規定により変更の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 漁業種類

(3) 知事許可漁業の許可又は起業の認可の番号

(4) 知事許可漁業の許可又は起業の認可を受けた年月日

(5) 変更の内容

(6) 変更の理由

- 3 知事は、前項の規定による申請があった場合において必要があるときは、変更の許可をするかどうかの判断に関し必要と認める書類の提出を求めることができる。

(相続又は法人の合併若しくは分割)

第18条 許可又は起業の認可を受けた者が死亡し、解散し、又は分割（当該許可又は起業の認可に基づく権利及び義務の全部を承継させるものに限る。）をしたときは、その相続人（相続人が2人以上ある場合においてその協議により知事許可漁業を営むべき者を定めたときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併によって成立した法人又は分割によって当該権利及び義務の全部を承継した法人は、当該許可又は起業の認可を受けた者の地位を承継する。

- 2 前項の規定により許可又は起業の認可を受けた者の地位を承継した者は、その事実を証する書面を添えて、承継の日から2月以内にその旨を知事に届け出なければならない。

(許可等の失効)

第19条 次の各号のいずれかに該当する場合は、許可又は起業の認可は、その効力を失う。

- (1) 許可を受けた船舶を当該知事許可漁業に使用することを廃止したとき。
(2) 許可又は起業の認可を受けた船舶が滅失し、又は沈没したとき。
(3) 許可を受けた船舶を譲渡し、貸し付け、返還し、その他その船舶を使用する権利を失ったとき。

- 2 許可又は起業の認可を受けた者は、前項各号のいずれかに該当することとなったときは、その日から2月以内にその旨を知事に届け出なければならない。

- 3 第1項の規定によるほか、許可を受けた者が当該許可に係る知事許可漁業を廃止したときは、当該許可は、その効力を失う。この場合において、許可を受けた者は、当該許可に係る知事許可漁業を廃止した日から2月以内にその旨を知事に届け出なければならない。

(休業等の届出)

第20条 許可を受けた者は、一漁業時期以上にわたって休業しようとするときは、休業期間を定め、あらかじめ知事に届け出なければならない。

- 2 前項の規定により休業の届出をした者は、当該届出に係る漁業につき就業しようとするときは、その旨を知事に届け出なければならない。

(休業による許可の取消し)

第21条 知事は、許可を受けた者がその許可を受けた日から6月間又は引き続き1年間休業したときは、海区漁業調整委員会の意見を聴いて、その許可を取り消すことができる。

- 2 許可を受けた者の責めに帰すべき事由による場合を除き、第24条第1項の規定により許可の効力を停止された期間及び法第119条第1項若しくは第2項の規定に基づく命令、法第120条第1項の規定による指示、同条第11項の規定による命令、法第121条第1項の規定による指示又は同条第4項において読み替えて準用する法第120条第11項の規定による命令により知事許可漁業を禁止された期間は、前項の期間に算入しない。

- 3 第1項の規定による許可の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

(資源管理の状況等の報告)

第22条 許可を受けた者は、次の表の左欄に掲げる知事許可漁業の種類に応じ、それぞれ右欄に掲げる期限までに、次項各号に掲げる事項を知事に報告しなければならない。

知事許可漁業の種類	期限
中型まき網漁業、小型機船底びき網漁業、小型まき網漁業、しらす船びき網漁業、移動式刺し網漁業、小型定置網漁業、固定式刺し網漁業、さより機船船びき網漁業、潜水器漁業及びなまこ漁業	当該漁業を行った日の属する年の翌年の1月31日まで
うなぎ稚魚漁業	当該漁業を行った日の属する月の翌月の末日まで

- 2 前項の規定による報告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 許可を受けた者の氏名（法人にあっては、その名称）
- (2) 許可番号
- (3) 報告の対象となる期間
- (4) 漁獲量その他の漁業生産の実績
- (5) 漁業の方法、操業日数、操業区域その他の操業の状況
- (6) 資源管理に関する取組の実施状況その他の資源管理の状況
- (7) その他必要な事項

（適格性の喪失等による許可等の取消し等）

第23条 知事は、許可又は起業の認可を受けた者が第10条第1項第2号又は第11条第1項各号のいずれかに該当することとなったときは、海区漁業調整委員会の意見を聴いて、当該許可又は起業の認可を取り消さなければならない。

2 知事は、許可又は起業の認可を受けた者が漁業に関する法令の規定に違反したときは、海区漁業調整委員会の意見を聴いて、当該許可又は起業の認可を変更し、取り消し、又はその効力の停止を命ずることができる。

3 知事は、前項の規定による処分をしようとするときは、行政手続法第13条第1項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

4 第1項又は第2項の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

（公益上の必要による許可等の取消し等）

第24条 知事は、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、海区漁業調整委員会の意見を聴いて、許可又は起業の認可を変更し、取り消し、又はその効力の停止を命ずることができる。

2 前条第3項及び第4項の規定は、前項の規定による処分について準用する。

（許可証の交付）

第25条 知事は、許可をしたときは、その者に対し次に掲げる事項を記載した許可証を交付する。

- (1) 許可を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）
- (2) 漁業種類
- (3) 操業区域及び漁業時期
- (4) 使用する船舶の名称、漁船登録番号、総トン数並びに推進機関の種類及び馬力数
- (5) 許可の有効期間
- (6) 条件
- (7) その他参考となるべき事項

（許可証の備付け等の義務）

第26条 許可を受けた者は、当該許可に係る漁業を操業するときは、許可証を当該許可に係る船舶内に備え付け、又は自ら携帯し、若しくは操業責任者（船舶の船長、船長の職務を行う者又は操業を指揮する者をいう。次項及び第51条第1項において同じ。）に携帯させなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、許可証の書換え交付の申請その他の事由により許可証を行政庁に提出中である者が、当該許可に係る漁業を操業するときは、知事はその記載内容が許可証の記載内容と同一であり、かつ、当該許可証を行政庁に提出中であることを証明した許可証の写しを、当該許可に係る船舶内に備え付け、又は自ら携帯し、若しくは操業責任者に携帯させれば足りる。

3 前項の場合において、許可証の交付又は還付を受けた者は、遅滞なく同項に規定する許可証の写しを知事に返納しなければならない。

（許可証の譲渡等の禁止）

第27条 許可を受けた者は、許可証又は前条第2項の許可証の写しを他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

（許可証の書換え交付の申請）

第28条 許可を受けた者は、許可証の記載事項に変更が生じたとき（船舶の総トン数又は推進機関の馬力数の変更に係るものにあつては、その工事が終わったとき又は機関換装の終わったとき）は、速やかに、次に掲げる事項を記載した申請書により、知事に許可証の書換え交付を申請しなければならない。

- (1) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在

地)

- (2) 漁業種類
- (3) 許可を受けた年月日及び許可番号
- (4) 書換えの内容
- (5) 書換えを必要とする理由

(許可証の再交付の申請)

第29条 許可を受けた者は、許可証を亡失し、又は毀損したときは、速やかに、理由を付して知事に許可証の再交付を申請しなければならない。

(許可証の書換え交付及び再交付)

第30条 知事は、次に掲げる場合には、遅滞なく、許可証を書き換えて交付し、又は再交付する。

- (1) 第14条第2項の規定により許可に条件を付け、又は同条第1項若しくは第2項の規定により付けた条件を変更し、若しくは取り消したとき。
- (2) 第17条第1項の許可（船舶の総トン数又は推進機関の馬力数の変更に係る許可を除く。）をしたとき。
- (3) 第18条第2項の規定による届出があったとき。
- (4) 第23条第2項又は第24条第1項の規定により許可を変更したとき。
- (5) 第28条の規定による書換え交付又は前条の規定による再交付の申請があったとき。

(許可証の返納)

第31条 許可を受けた者は、当該許可がその効力を失い、又は取り消された場合には、速やかに、その許可証を知事に返納しなければならない。前条の規定により許可証の書換え交付又は再交付を受けた場合における従前の許可証についても、同様とする。

2 前項の場合において、許可証を返納することができないときは、理由を付してその旨を知事に届け出なければならない。

3 許可を受けた者が死亡し、又は合併以外の事由により解散し、若しくは合併により消滅したときは、その相続人、清算人又は合併後存続する法人若しくは合併によって成立した法人の代表者が、前2項の手続をしなければならない。

(許可番号を表示しない船舶の使用禁止)

第32条 許可を受けた者（第5条第1項各号に掲げる漁業の許可を受けた者を除く。次項において同じ。）は、当該許可に係る船舶の外部の両舷側の中央部に次の表の左欄に掲げる漁業の種類の区分に応じ、それぞれ同表右欄に定める記号及び許可番号を表示しなければ、当該船舶を当該漁業に使用してはならない。

漁業の種類	記号及び許可番号
中型まき網漁業	カナ中（許可番号）
小型機船底びき網漁業のうち打瀬漁業	カナ打（許可番号）
小型機船底びき網漁業のうち自家用釣り餌料の採捕を目的とする手繰漁業	カナ自（許可番号）
小型機船底びき網漁業のうち手繰第3種漁業（第1種共同漁業の内容となり得る水産動物の採捕を目的とするものに限る。）	カナ手（許可番号）
上記以外の小型機船底びき網漁業	カナ（許可番号）
備考 各文字及び数字の大きさは8センチメートル以上、太さは2センチメートル以上、間隔は2.5センチメートル以上とする。	

2 許可を受けた者は、当該許可がその効力を失い、又は取り消された場合には、速やかに、前項の規定によりした表示を消さなければならない。

第3章 水産資源の保護培養及び漁業調整に関するその他の措置

(漁業の禁止)

第33条 何人も、次に掲げる漁業の方法により営む漁業を営んではならない。

- (1) 沖縄式追込網

- (2) 火光を利用する敷網（四方おろし網及びさんま棒受け網を除く。）
 - (3) 機船船びき網（第5条第1項第2号及び第6号に掲げる漁業の方法を除く。）
- （内水面における水産動物の採捕の許可）
- 第34条 内水面において次に掲げる漁具又は漁法によって水産動物を採捕しようとする者は、漁具又は漁法ごとに知事の許可を受けなければならない。
- (1) 刺し網
 - (2) まき網
 - (3) やな（道志ダムから上流の相模川水系道志川で使用する場合に限る。）
 - (4) 四手網
 - (5) う飼漁法
 - (6) うなわ漁法
- 2 前項の規定は、次に掲げる場合には適用しない。
- (1) 漁業権又は組合員行使権を有する者がこれらの権利に基づいて採捕する場合
 - (2) 法第170条第1項の遊漁規則に基づいて採捕する場合
- 3 第1項の許可（以下この条において「採捕の許可」という。）を受けようとする者は、漁具又は漁法ごとに、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。
- (1) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - (2) 採捕の種類
 - (3) 採捕する区域、期間及び水産動物の種類
 - (4) 漁具の数及び規模
 - (5) 使用する船舶の名称、漁船登録番号、総トン数並びに推進機関の種類及び馬力数
 - (6) 採捕に従事する者の氏名及び住所
 - (7) その他参考となるべき事項
- 4 次の各号のいずれかに該当する場合は、知事は、採捕の許可をしてはならない。
- (1) 申請者が第11条第1項第1号から第4号までのいずれかに該当する者である場合
 - (2) 漁業調整のため必要があると認める場合
- 5 採捕の許可の有効期間は、3年とする。ただし、漁業調整のため必要があると認められるときは、知事は、3年を超えない範囲内で、内水面漁場管理委員会の意見を聴いて、その期間を別に定めることができる。
- 6 採捕の許可を受けた者が死亡し、解散し、又は分割（当該許可に係る事業の全部を承継させるものに限る。）をしたときは、当該許可は、その効力を失う。
- 7 知事は、採捕の許可を受けた者がその許可を受けた日から6月間又は引き続き1年間その許可に係る漁具又は漁法により水産動物を採捕しないときは、内水面漁場管理委員会の意見を聴いて、その許可を取り消すことができる。
- 8 採捕の許可を受けた者の責めに帰すべき事由による場合を除き、第13項において準用する第24条第1項の規定により許可の効力を停止された期間及び法第120条第1項の規定による指示若しくは同条第11項の規定による命令により第1項各号に掲げる漁具又は漁法による水産動物の採捕を禁止された期間は、前項の期間に算入しない。
- 9 知事は、採捕の許可をしたときは、その者に対し次に掲げる事項を記載した許可証を交付する。
- (1) 採捕の許可を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）
 - (2) 採捕に従事する者の氏名及び住所
 - (3) 使用する船舶の名称及び漁船登録番号
 - (4) 採捕の許可の有効期間
 - (5) 条件
 - (6) その他参考となるべき事項
- 10 採捕の許可を受けた者は、当該許可に係る漁具又は漁法により水産動物を採捕するときは、前項の許可証を自ら携帯し、又は採捕に従事する者に携帯させなければならない。
- 11 前項の規定にかかわらず、許可証の書換え交付の申請その他の事由により許可証を行政庁に提出

中である者が、当該許可に係る漁具又は漁法により水産動物を採捕するときは、知事がその記載内容が許可証の記載内容と同一であり、かつ、当該許可証を行政庁に提出中である旨を証明した許可証の写しを自ら携帯し、又は採捕に従事する者に携帯させれば足りる。

12 前項の場合において、許可証の交付又は還付を受けた者は、遅滞なく同項に規定する許可証の写しを知事に返納しなければならない。

13 第9条第2項、第10条第2項及び第3項、第14条、第21条第3項、第23条、第24条並びに第27条から第31条までの規定は、採捕の許可について準用する。

(漁具漁法の禁止及び制限)

第35条 何人も、次に掲げる漁具又は漁法により水産動物を採捕してはならない。

- (1) 発射装置を有する漁具
- (2) 歯を付けた手押しころばし（海面において使用する場合に限る。）
- (3) 投網（内水面において日没1時間後から日出1時間前までの間に使用する場合に限る。）
- (4) 張切り網（瀬張り網を含み、内水面において使用する場合に限る。）
- (5) やな及びやななわ（道志ダムから上流の相模川水系道志川において使用する場合を除く。）
- (6) 水中に電流を通じてする漁法
- (7) からつりこぎ漁法（掛けなわこぎ漁法及び文ちんこぎ漁法を含み、海面において行う場合に限る。）
- (8) 火光を利用する漁法（内水面において行う場合に限り、第5条第1項第9号に掲げる漁業に係る同項の許可に基づき採捕する場合を除く。）
- (9) 水中眼鏡（のぞき眼鏡を除く。）を使用する漁法（内水面において行う場合に限る。）
- (10) 瀬干し漁法（内水面において行う場合に限る。）
- (11) びんづけ漁法（内水面において行う場合に限る。）
- (12) 眼鏡かき漁法（内水面において行う場合に限る。）

第36条 海面において次の表の左欄に掲げる漁具又は漁法により水産動物を採捕する場合における当該漁具又は漁法は、それぞれ同表の右欄に掲げる範囲のものでなければならない。

漁具又は漁法	範囲
貝まき漁具（種苗の採捕又は歯口入れを目的として使用するものを除く。）	かご目又は網目2.1センチメートル以上す目1.5センチメートル以上
あかがいをとることを目的とするけた	つめの間隔4.8センチメートル以上
しばえびをとることを目的とするけた	つめの間隔3.6センチメートル以上
魚類の採捕を目的とするけた	つめの間隔4.5センチメートル以上
かれいをとることを目的とする網	網目6.3センチメートル以上
東京内湾で使用する底びき網（こませをとることを目的とするものを除く。）	網目15センチメートルにつき18節以下。ただし、11月1日から翌年4月30日までの間によしえびをとることを目的とするものにあつては、網目15センチメートルにつき20節以下とする。
東京内湾以外の海面で使用する底びき網（こませをとることを目的とするものを除く。）	網目15センチメートルにつき14節以下。ただし、釣り餌料をとることを目的とするものにあつては、網目15センチメートルにつき18節以下とする。
釣り餌料をとることを目的とする網具を使用して行う手繰漁法	ビームの長さ7.5メートル以下
けたを有する網具を使用して行う打瀬漁法	1隻に使用する数5統以内。ただし、総トン数7トン以上の船舶にあつては、7統以内とする。
網口開口装置を有しない網具、ビームを有する網具又はけたを有する網具のうち2種以上	1隻に使用する数5統以内

(禁止区域等)

第37条 何人も、次に掲げる区域内においては、水産動植物を採捕してはならない。

- (1) 川崎市中原区上丸子天神町地先東京都水道局調布防潮堰(ぜき)上流端から上流へ50メートルまで及び同堰(せき)上流端から下流へ東横線鉄橋橋脚下流端までの区域
- (2) 川崎市多摩区宿河原地先多摩川稲毛川崎二ヶ領用水宿河原堰(ぜき)引上式可動堰(ぜき)堰(せき)柱上流端を結んだ線から上流へ80メートルまで及び同線から下流へ80メートルまでの区域
- (3) 川崎市多摩区中野島地先多摩川稲毛川崎二ヶ領用水上河原堰(えん)堤上流端から上流へ50メートルまで及び同堰(えん)堤上流端から下流へ115メートルまでの区域
- (4) 相模原市中央区田名地先小沢頭首工堰(えん)堤上流端から下流へ110メートルまでの区域
- (5) 相模原市南区磯部地先磯部頭首工堰(えん)堤上流端から上流へ150メートルまで及び同堰(えん)堤上流端から下流へ150メートルまでの区域
- (6) 愛甲郡愛川町坂本地先坂本頭首工堰(えん)堤上流端から上流へ20メートルまで及び同堰(えん)堤上流端から下流へ50メートルまでの区域
- (7) 厚木市才戸地先才戸頭首工堰(えん)堤上流端から上流へ20メートルまで及び同堰(えん)堤上流端から下流へ50メートルまでの区域
- (8) 厚木市妻田地先昭和用水頭首工堰(えん)堤上流端から上流へ50メートルまで及び同堰(えん)堤上流端から下流へ100メートルまでの区域
- (9) 海老名市社家地先相模取水堰(えん)堤上流端から上流へ178メートルまで及び同堰(えん)堤上流端から下流へ113メートルまでの区域
- (10) 高座郡寒川町宮山地先寒川取水堰(えん)堤上流端から上流へ100メートルまで及び同堰(えん)堤上流端から下流へ神川橋橋脚下流端までの区域
- (11) 小田原市飯泉地先飯泉取水堰(えん)堤上流端から上流へ120メートルまで及び同堰(えん)堤上流端から下流へ東海道本線鉄橋橋脚下流端までの区域
- (12) 足柄上郡開成町吉田島地先栢山頭首工堰(えん)堤上流端から下流へ50メートルまでの区域

第38条 何人も、次の表の左欄に掲げる水産動物を、同表の中欄に掲げる期間中、同表の右欄に掲げる区域において採捕してはならない。

水産動物	禁止期間	禁止区域
1 あゆ	1月1日から5月31日まで及び10月15日から11月30日まで	海面及び内水面
2 いwana (全長12センチメートル以下のものに限る。)	1月1日から12月31日まで	内水面
3 いwana (全長12センチメートルを超えるものに限る。)	10月15日から翌年2月末日まで	内水面(芦ノ湖を除く。)
4 うなぎ (全長24センチメートル以下のものに限る。)	1月1日から12月31日まで	海面及び内水面
5 かじか	1月1日から3月31日まで	内水面
6 こい (全長18センチメートル以下のものに限る。)	1月1日から12月31日まで	内水面
7 しらす	1月1日から3月10日まで	海面
8 にじます (全長12センチメートル以下のものに限る。)	1月1日から12月31日まで	内水面
9 ぶり (全長15センチメー	1月1日から12月31日まで	海面

トル以下のものに限る。)		
10 やまめ（全長12センチメートル以下のものに限る。）	1月1日から12月31日まで	内水面
11 やまめ（全長12センチメートルを超えるものに限る。）	10月15日から翌年2月末日まで	内水面（芦ノ湖を除く。）
12 いせえび（体長（眼の付根から尾端までをいう。以下この表において同じ。）13センチメートル以下のもの又は抱卵しているものに限る。）	1月1日から12月31日まで	海面
13 いせえび（体長13センチメートルを超えるものに限る。）	6月1日から7月31日まで	海面
14 くるまえばい（体長8センチメートル以下のものに限る。）	1月1日から12月31日まで	海面
15 あさり（殻長2センチメートル以下のものに限る。）	1月1日から12月31日まで	海面
16 あわび（殻長11センチメートル以下のものに限る。）	1月1日から12月31日まで	海面
17 あわび（殻長11センチメートルを超えるものに限る。）	11月1日から12月31日まで	海面
18 さざえ（殻がい長径3センチメートル以下のものに限る。）	1月1日から12月31日まで	海面
19 たいらぎ（殻高18センチメートル以下のものに限る。）	1月1日から12月31日まで	海面
20 たいらぎ（殻高18センチメートルを超えるものに限る。）	6月1日から8月31日まで	海面
21 はまぐり（殻長4センチメートル以下のものに限る。）	1月1日から12月31日まで	海面
22 みるくい（殻長9センチメートル以下のものに限る。）	1月1日から12月31日まで	海面

2 第1種共同漁業若しくは第3種区画漁業を内容とする漁業権若しくはこれらに係る組合員行使権に基づいて種苗として採捕する場合、第5条第1項の許可を受けた者が当該許可に基づいてうなぎをとる場合又はくるまえばいを自家用釣り餌料としてとる場合は、前項の規定は適用しない。

3 第1項の規定に違反して水産動物を採捕した者は、当該水産動物又はその製品を所持し、又は販売してはならない。

（夜間のみづきの禁止）

第39条 何人も、日没から日出までの間（以下「夜間」という。）、海面においてみづきにより水産動物を採捕してはならない。

（溯（さく）河魚類の通路を遮断して行う水産動物の採捕の制限）

第40条 溯（さく）河魚類の通路を遮断する漁具又は漁法によって水産動物の採捕を行う場合には、当該河川の流幅の5分の1以上を魚道として開いて行わなければならない。

（遊漁者等の漁具又は漁法の制限）

第41条 何人も、海面において次に掲げる漁具又は漁法以外の漁具又は漁法により水産動植物を採捕してはならない。

- （1） くまで（幅15センチメートル以下のものに限る。）
- （2） たも網、又（さ）手網及びざる
- （3） 投網
- （4） やす及びいそがね（夜間において使用する場合及び水中眼鏡を併用する場合を除く。）
- （5） 竿釣り及び手釣り
- （6） 徒手採捕

2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

- （1） 漁業者が漁業を営む場合
- （2） 漁業従事者が漁業者のために水産動植物の採捕に従事する場合
- （3） 試験研究機関が試験研究のために水産動植物を採捕する場合

（有害物質の遺棄又は漏せつの禁止）

第42条 水産動植物に有害な物を遺棄し、又は漏せつしてはならない。

2 知事は、前項の規定に違反する者がある場合において、水産資源の保護培養上害があると認めるときは、その者に対して除害に必要な設備の設置を命じ、又は既に設けた除害設備の変更を命ずることができる。

3 前項の規定は、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）の適用を受ける者については、適用しない。

（漁場内の岩礁破碎等の許可）

第43条 海面のうち漁業権の存する漁場内において岩礁を破碎し、又は土砂若しくは岩石を採取しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、当該漁場に係る漁業権を有する者の同意書を添え、知事に提出しなければならない。

- （1） 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- （2） 目的
- （3） 区域
- （4） 当該区域に係る漁業権の免許番号
- （5） 期間
- （6） 補償の措置
- （7） その他参考となるべき事項

3 知事は、第1項の許可をするに当たり、条件を付けることができる。

（砂れきの採取の禁止）

第44条 第37条に規定する禁止区域においては、砂れきを採取してはならない。ただし、河川管理上必要がある場合その他やむを得ない理由がある場合において知事が許可をしたときは、この限りでない。

（試験研究等の適用除外）

第45条 この規則のうち水産動物の種類若しくは大きさ、水産動植物の採捕の期間若しくは区域又は使用する漁具若しくは漁法についての制限又は禁止に関する規定は、試験研究、教育実習又は増養殖用の種苗（種卵を含む。）の供給（自給を含む。）（以下この条において「試験研究等」という。）のための水産動植物の採捕について知事の許可を受けた者が行う当該試験研究等については、適用しない。

2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければな

らない。

- (1) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - (2) 目的
 - (3) 適用除外の許可を必要とする事項
 - (4) 使用する船舶の名称、漁船登録番号、総トン数、推進機関の種類及び馬力数並びに所有者名
 - (5) 採捕しようとする水産動植物の名称及び数量（種苗の採捕の場合は、供給先及びその数量）
 - (6) 採捕の期間及び区域
 - (7) 使用する漁具及び漁法
 - (8) 採捕に従事する者の氏名及び住所
- 3 知事は、第1項の許可をしたときは、次に掲げる事項を記載した許可証を交付する。
- (1) 許可を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）
 - (2) 適用除外の事項
 - (3) 採捕する水産動植物の種類及び数量
 - (4) 採捕の期間及び区域
 - (5) 使用する漁具及び漁法
 - (6) 採捕に従事する者の氏名及び住所
 - (7) 使用する船舶の名称、漁船登録番号、総トン数並びに推進機関の種類及び馬力数
 - (8) 許可の有効期間
 - (9) 条件
- 4 知事は、第1項の許可をするに当たり、条件を付けることができる。
- 5 第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る試験研究等の終了後遅滞なく、その結果を知事に報告しなければならない。
- 6 第1項の許可を受けた者が許可証に記載された事項につき変更しようとするときは、知事の許可を受けなければならない。
- 7 第2項から第4項までの規定は、前項の場合に準用する。この場合において第3項中「交付する」とあるのは、「書き換えて交付する」と読み替えるものとする。
- 8 第26条の規定は、第1項又は第6項の規定により許可を受けた者について準用する。
（漁具の敷設の許可）
- 第46条 水産動植物を養殖するため、綱、網、ひび、いかだ又はいけすを敷設しようとする者は、当該漁具の敷設につき知事の許可を受けなければならない。ただし、漁業権又は入漁権に基づいて敷設する場合は、この限りでない。
- 2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。
- (1) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - (2) 漁具の敷設場所
 - (3) 漁具の敷設期間
 - (4) 漁具の規模
 - (5) 養殖しようとする水産動植物の種類
 - (6) 養殖の方法
 - (7) その他参考となるべき事項
- 3 知事は、第1項の許可をするに当たり、条件を付けることができる。
- 4 知事は、第1項の許可をしたときは、次に掲げる事項を記載した許可証を交付する。
- (1) 許可を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）
 - (2) 漁具の敷設場所
 - (3) 漁具の敷設期間
 - (4) 養殖する水産動植物の種類
 - (5) 養殖の方法
 - (6) 許可期間

(7) 条件

5 前条第5項及び第6項の規定は、第1項の許可について準用する。

(つきいそ設置の届出)

第47条 海面においてつきいそを設置しようとする者は、あらかじめその旨を知事に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

(1) 届出者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 設置の目的

(3) 設置しようとする場所

(4) 設置しようとする期間

(5) 原材料の種類及び数量並びに工事の概要

(6) 所要経費及びその調達の方法

(7) その他参考となるべき事項

(落ちのり採取の制限)

第48条 のりひびの周囲37メートル以内の海面においては、落ちのりを採取してはならない。ただし、第1種区画漁業を内容とする漁業権、入漁権若しくは組合員行使権に基づいてのりひび建養殖業を営む者若しくはその従事者又は第46条第1項の許可を受けた者が採取する場合は、この限りでない。

(魚種による移植の制限)

第49条 次に掲げる魚種（卵を含む。以下この条において同じ。）を移植してはならない。ただし、漁業権の対象となっている魚種を当該漁業権に係る漁場の区域に移植する場合及び移植について知事の許可を受けた場合は、この限りでない。

(1) ブラックバス（オオクチバス、コクチバスその他のオオクチバス属の魚をいう。）

(2) ブルーギル

2 前項ただし書の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 移植の目的

(3) 移植しようとする魚種の名称及び数量

(4) 移植しようとする魚種の入手先及び産地

(5) 移植しようとする区域

(6) 移植の期間

(7) 移植に従事する者の住所及び氏名

(8) その他参考となるべき事項

3 知事は、第1項ただし書の許可をするに当たり、条件を付けることができる。

4 知事は、第1項ただし書の許可をしたときは、次に掲げる事項を記載した許可証を交付する。

(1) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）

(2) 移植する魚種の名称及び数量

(3) 移植する区域

(4) 移植する期間

(5) 移植に従事する者の住所及び氏名

(6) 条件

5 第1項ただし書の許可を受けた者は、当該許可に係る移植の終了後遅滞なく、その結果を知事に報告しなければならない。

6 第1項ただし書の許可を受けた者は、当該許可に係る移植をするときは、第4項の許可証を自ら携帯し、又は移植に従事する者に携帯させなければならない。

第4章 漁業の取締り

(停泊命令等)

第50条 知事は、漁業者その他水産動植物を採捕し、又は養殖する者が漁業に関する法令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反する行為をしたと認めるとき（法第27条及び法第34条に規定する場合を除く。）は、法第131条第1項の規定に基づき、当該行為をした者が使用する船舶について停泊港及び停泊期間を指定して停泊を命じ、又は当該行為に使用した漁具その他水産動植物の採捕若しくは養殖の用に供される物について期間を指定してその使用の禁止若しくは陸揚げを命ずることができる。

2 知事は、前項の規定による処分（法第25条第1項の規定に違反する行為に係るものを除く。）をしようとするときは、行政手続法第13条第1項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

3 第1項の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。
(船長等の乗組み禁止命令)

第51条 知事は、第5条第1項の許可を受けた者が漁業に関する法令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反する行為をしたと認めるときは、当該行為をした者が使用する船舶の操業責任者に対し、当該違反に係る漁業に使用する船舶への乗組みを制限し、又は禁止することができる。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。

(衛星船位測定送信機の備付け命令)

第52条 知事は、国際的な枠組みにおいて決定された措置の履行その他漁業調整のため特に必要があると認めるときは、第5条第1項の許可を受けた者に対し、衛星船位測定送信機（人工衛星を利用して船舶の位置の測定及び送信を行う機器であって、次に掲げる基準に適合するものをいう。）を当該許可を受けた船舶に備え付け、かつ、操業し、又は航行する期間中は当該電子機器を常時作動させることを命ずることができる。

(1) 当該許可を受けた船舶の位置を自動的に測定及び記録できるものであること。

(2) 次に掲げる情報を自動的に送信できるものであること。

ア 当該船舶を特定することができる情報

イ 当該船舶の位置を示す情報並びに当該位置における日付及び時刻

(3) 前号に掲げる情報の改変を防止するための措置が講じられているものであること。

(停船命令)

第53条 漁業監督吏員は、法第128条第3項の規定による検査又は質問をするため必要があるときは、操船又は漁ろうを指揮監督する者に対し、停船を命ずることができる。

2 前項の規定による停船命令は、法第128条第3項の規定による検査若しくは質問をする旨を告げ、又は表示し、かつ、国際海事機関が採択した国際信号書に規定する次に掲げる信号その他の適切な手段により行うものとする。

(1) 信号旗L（第1号様式）を掲げること。

(2) サイレン、汽笛その他の音響信号によりLの信号（短音1回、長音1回、短音2回）を約7秒の間隔を置いて連続して行うこと。

(3) 投光器によりLの信号（短光1回、長光1回、短光2回）を約7秒の間隔を置いて連続して行うこと。

3 前項において、「長音」又は「長光」とは、約3秒間継続する吹鳴又は投光をいい、「短音」又は「短光」とは、約1秒間継続する吹鳴又は投光をいう。

第5章 雑則

(漁場又は漁具の標識の設置に係る届出)

第54条 法第122条の規定により、漁場の標識の建設又は漁具の標識の設置を命じられた者は、遅滞なく、その命じられた方法により当該標識を建設し、又は設置し、その旨を知事に届け出なければならない。

(標識の書換え等)

第55条 前条の規定により建設し、若しくは設置した標識の記載事項に変更を生じ、若しくは当該標識に記載した文字が明らかでなくなったとき又は当該標識を亡失し、若しくは毀損したときは、遅滞なくこれを書き換え、又は新たに建設し、若しくは設置しなければならない。

(定置漁業等の漁具の標識)

第56条 定置漁業その他知事が必要と認め別に定める漁業を営む者は、漁具の敷設中、昼間にあっては第2号様式による標識を当該漁具の見やすい場所に水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあっては電灯その他の照明を当該漁具に設置しなければならない。

2 知事は、前項の漁業を定めたときは、その旨を公示するものとする。

(内水面漁場管理委員会)

第57条 内水面漁場管理委員会は、内水面における水産動植物の採捕、養殖及び増殖に関する事項を処理する。

2 この規則の規定による海区漁業調整委員会の権限は、内水面における漁業に関しては、内水面漁場管理委員会が行う。

(添付書類の省略)

第58条 この規則の規定により同時に2以上の申請書その他の書類を提出する場合において、各申請書その他の書類に添付すべき書類の内容が同一であるときは、一の申請書その他の書類にこれを添付し、他の申請書その他の書類にはその旨を記載して、一の申請書その他の書類に添付した書類の添付を省略することができる。

2 前項に規定する場合のほか、知事は、特に必要がないと認めるときは、この規則の規定により申請書その他の書類に添付することとされている書類の添付を省略させることができる。

第6章 罰則

第59条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役若しくは10万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(1) 第34条第1項、第35条から第37条まで、第38条第1項若しくは第3項、第39条、第40条、第42条第1項、第43条第1項、第44条又は第49条第1項の規定に違反した者

(2) 第34条第13項において準用する第14条第1項若しくは第2項、第43条第3項又は第46条第3項の規定により付けた条件に違反した者

(3) 第24条第1項(第34条第13項において準用する場合を含む。)、第34条第13項において準用する第23条第2項、第42条第2項又は第51条第1項の規定に基づく命令に違反した者

2 前項の場合においては、犯人が所有し、又は所持する漁獲物、その製品、漁船又は漁具その他水産動植物の採捕の用に供される物は、没収することができる。ただし、犯人が所有していたこれらの物件の全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴することができる。

第60条 第26条第1項(第45条第8項において準用する場合を含む。)、第32条、第34条第10項、第41条第1項又は第49条第6項の規定に違反した者は、科料に処する。

第61条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、第59条第1項又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑又は科料刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年12月1日から施行する。ただし、第5条第1項第9号の規定については、令和5年12月1日から施行する。

(旧規則の廃止)

2 神奈川県海面漁業調整規則(昭和40年神奈川県規則第109号)及び神奈川県内水面漁業調整規則(昭和40年神奈川県規則第110号)は、廃止する。

(経過措置)

3 漁業法等の一部を改正する等の法律(平成30年法律第95号。以下「改正法」という。)附則第29条の規定により第34条第1項の規定によってしたものとみなされる前項の規定による廃止前の神奈川県内水面漁業調整規則(以下「旧内水面規則」という。)第6条の規定によってした許可については、当該許可の有効期間の満了の日までの間は、旧内水面規則第14条の規定は、なおその効力を有する。

4 改正法附則第29条の規定により第45条第1項の規定によってしたものとみなされる附則第2項の規定による廃止前の神奈川県海面漁業調整規則(以下「旧海面規則」という。)第43条第1項及び旧内水面規則第30条第1項の規定によってした許可については、当該許可の有効期間の満了の日までの間は、旧海面規則第43条第6項及び旧内水面規則第30条第6項の規定は、なおその効力を有す

る。

- 5 この規則の施行の日前にした行為及び前2項の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの規則の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第1号様式

(第53条関係)

第2号様式

(第56条関係)